

パブリックコメントの実施結果

資料2-4(参考資料)

意見番号	内容	御意見の概要	件数	対応方針
1	公園区域及び計画変更書 公園計画の変更 変更理由 他	①P24「湯田地域の野営場、鞍岳の登山道(歩道)」は「湯田地域の野営場【及び】鞍岳の登山道(歩道)」、「阿蘇北外輪山線道路(車道)、小国阿蘇線道路(車道)」は「阿蘇北外輪山線道路(車道)【及び】小国阿蘇線道路(車道)」、P27・P28「由布岳、鶴見岳、くじゅう連山」は「由布岳、鶴見岳【及び】くじゅう連山」とすべき。 ②P25「オオルリシジミなど」は「オオルリシジミ【等】」とすべき(他の「など」についても同様である。) ③P27「市町村の景観条例・・・相互に連携し、」とあるが、条例、計画、天然記念物、景観、湿地はいずれも人ではなく、「連携」の対象にはなり得ない。 ④P28「並びに山麓の利用拠点」の前の読点は不要。	1	1点目、2点目、4点目については、御意見のとおり修正します。 3点目については、御指摘を踏まえ、「整合を図り」に修正します。
2	公園区域及び計画変更書 公園区域の変更	今回の変更は保護区域を拡げる国策の一環かもしれないが、地元にとっては新たに法規制が増えることになり、土地の評価額や事業活用の可能性を損なうことになる。そこに対する補償や優遇措置を考えるのは当然であり、国民の土地を一方向的に保護区域にしようとする進め方は到底納得できない。	1	拡張区域については、国立公園としての資質及び関係機関、関係自治体並びに地元関係者等との調整を踏まえた結果、現在の案となったものであり、原案のとおりとさせていただきます。なお、いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
3	その他	国立公園や特別地域の境界について、基本的には地番界などになっているが、稜線や沢界などが一部見られる。環境庁が公表している要領では可能な限り稜線などの地形線で設定すると書かれているが、登記簿とは一致せず、自治体の土地管理上でも問題が大きい。このような国立公園指定の方法は見直すべき。	1	御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。